

【重要】給与計算の改正等に関するお知らせ

標準報酬月額表の改定 及び 厚生年金料率の変更

厚生年金保険料率が、【平成28年10月納付分（9月分）】から改定されます。
また、平成28年10月分(11月納付分)から、標準報酬月額表が改定となります。

ツカエル経理の給与計算機能では、厚生年金保険料率は自動で改定されませんので、変更手順をご確認のうえ、ご対応いただきますよう、お願い申し上げます。すでに(保守ユーザー様には)ビズソフトよりメール等で案内が届いているかとは思いますが、ビズウェブ「お知らせ」にも、詳細な操作手順が記載されております。こちら**も必ずご参照ください**。

◆ **ビズウェブ** は、**ツカエル経理**を起動し**【ヘルプ】**を選択すれば、**アクセス**できます。

標準報酬月額表の改定

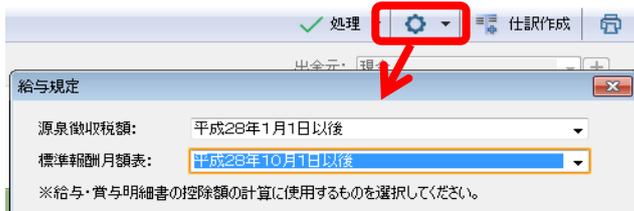
※ 下記手順は概要です。
必ず「ビズウェブ」の案内手順もご確認ください。

※ プログラムのバージョンアップが必要です。

製品起動時にプログラムバージョンアップ用の案内ダイアログが表示されますので、その案内に従ってダウンロード～インストールを実施してください。最新の月額表を利用できるようになります。

1【標準報酬月額表の変更方法】

- ① [給与明細書] ウィンドウにて [給与規定] ダイアログを呼び出します。
- ② [標準報酬月額表] 欄で「平成28年10月2日以後」を選択します



歯車マークの**【設定】**ボタンを押し
【給与規定】を選択してください

以上で、月額表の設定作業は終了です。

2【各従業員の標準報酬月額 確認・変更方法】

- ① [給与明細書へ] ウィンドウにて [従業員設定]～[給与情報一覧入力へ] を選択します。



【従業員設定へ】ボタンを押し
【給与情報一覧入力へ】を
選択してください

- ② 各従業員の [報酬月額] を、確認・変更してください。



【報酬月額】欄左の**【空白】**のセルをクリックすると、月額表が表示されます。

該当金額欄を選択し**【OK】**すれば設定は終了です。

次の従業員を、確認してください

※ **変更・設定終了後は、給与計算画面で、保険料が正しく算出されているか、ご確認ください。**

厚生年金保険料 料率改定

平成28年10月納付分(9月分)より、厚生年金保険の保険料率が、現行の「178.28/1000」から「181.82/1000」に引き上げられます。

厚生年金保険料率 (給与・賞与 同率)	改定前		改定後	
	178.28/1000	従業員 : 89.14/1000 事業主 : 89.14/1000	➡	181.82/1000

※ 改定内容の詳細は、所轄の年金事務所にお問い合わせください。

※ 厚生年金基金に加入されている事業所の方は、保険料率が異なる場合がありますので、必ず、ご加入の厚生年金基金にご確認ください。

◆ 設定変更を行う時期

「平成28年9月分保険料を徴収する給与月度」へ更新処理後に、料率を変更します

「平成28年9月分の保険料を徴収する給与」の給与処理月度は以下の通りです

「翌月徴収」の場合の処理月度・・・平成28年10月度給与

「翌々月徴収」の場合の処理月度・・・平成28年11月度給与

料率変更作業後は、**該当月以前の給与計算の【控除額計算】を実施しないでください。**
新しい料率で再計算されてしまいます。

1【厚生年金料率の変更方法】

- ① [給与明細書] ウィンドウにて [給与規定] ダイアログを呼び出します。
- ② [標準報酬月額表] 欄で「平成28年10月2日以後」が選択されていることを確認します
- ③ [厚生年金]の[従業員負担分:]を 89.140 → 90.910 に変更してください。

歯車マークの【設定】ボタンを押し
【給与規定】を選択してください

厚生年金の【従業員負担区分】を
90.910 に変更し、【OK】ボタン
を押せば、変更は終了です

※ 変更・設定終了後は、給与計算画面で、保険料が正しく算出されているか、ご確認ください。

◆ ご不明な点がございましたら、弊社担当者または情報開発室までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

(発信 : 合同会計 情報開発室)

www.godoh.co.jp

godoh 検索